

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会嘱託職員募集要項

1 募集職種

(1) 嘱託職員（7時間勤務）

①業務の内容

- ・社会福祉推進にかかる法人運営（総務、経理等）
- ・地域福祉推進業務（地域福祉コーディネーター等）
- ・生活困窮者の自立支援や貸付け等の相談（生活困窮者自立支援相談員等）
- ・障害者等の相談支援に関する業務等（相談支援専門員等）

※業務経験や保有資格の状況により、担当業務を決定します。

②求める人材像

- ・心身ともに健全で、地域福祉の推進に理解と意欲がある方
- ・傾聴力、想像力、企画力を有し、住民主体によるまちづくりを推進できる方
- ・職制による役割を発揮しながら、チームによる協働ができる方

2 募集人員

(1) 嘱託職員（7時間勤務） 若干名

3 受験資格

(1) 次の条件①～③をすべて満たす者。

- ①高等学校以上を卒業した者
- ②昭和36年4月2日以降に生まれた者
(例外事由1号 正規職員定年年齢が65歳のため)
- ③普通自動車運転免許(AT限定可)を有する者

※社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員のいずれかの資格を有する方、相談援助業務経験者の採用を優遇します。

(2) 次のいずれかに該当した場合は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
- ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主とする政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の区分及び日時、場所（予定）

区 分	日 時	場 所
面接試験	<u>応募書類受付後、随時試験を行います。</u>	市総合福祉センターふじみ 上野原市上野原3163

5 試験内容（予定） ※試験時間は目安です。

区 分	時間	内 容
面接試験	エントリーシート記入	設問への回答（自由記述4問）
	口述試験	個別面接

6 受付期間及び申込方法

(1) 受付期間

① 令和8年3月6日（金）～令和8年3月20日（金）の間で午前8時30分から午後5時15分までとします。（土曜日、日曜日、祝日を除きます）

② なお、応募書類受付後、随時試験を行います。採用が決定し、定員に達した場合は、受付期間であっても募集を打ち切ります。

(2) 申込方法

① 履歴書と職務経歴書をご提出ください。（PCでの作成可）

② 持参の場合は、上野原市社会福祉協議会窓口で受け付けます。

③ 郵便の場合は、必要事項を記入し、封筒の表に「採用試験申込」と朱書き、上野原市社会福祉協議会総務担当まで書留郵便で送付してください。

（令和8年3月20日（金）必着）

7 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
面接試験	試験終了後3日以内	試験結果は電話でお知らせし、合格者には通知します。

8 採用日

令和8年4月1日（勤務開始日については相談可）

※規定により採用の日から3か月間は試用期間です。

9 勤務地

【本所】

・上野原市上野原3163番地（総合福祉センターふじみ内）

10 待遇・勤務形態（見込）

(1) 給与（令和8年4月1日時点）

① 給与

月額193,879円（基本給+地域手当）

② その他、通勤手当・期末手当（令和7年度実績：2.525か月）等を規定に基づいて支給します。また、社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。

(2) 勤務時間は8時30分から16時30分(うち休憩1時間)、週5日勤務(場合により土・日・祝日等勤務有)です。

(3) 休日は土曜日および日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)です。夏期休暇(5日)、特別休暇があります。

1.1 その他

(1) 面接試験開始時刻に遅れた人の受験は認めません。ただし、交通機関の不通等やむを得ない事由があるときは認める場合があります。

(2) 提出された書類の返却は行いません。

(3) 個人情報につきましては、採用試験以外の目的には使用せず慎重に取扱いいたします。

【お問い合わせ・試験申し込み先】

社会福祉法人

上野原市社会福祉協議会

総務担当 治田(ハルタ)

〒409-0112

山梨県上野原市上野原3163番地

TEL 0554-63-0002

FAX 0554-63-0210